

計画段階環境配慮書の概要

(山辺・県北西部広域環境衛生組合
ごみ処理施設建設事業)

目次

1. 対象事業の目的と内容(P2 ~P5)
2. 計画段階配慮事項の選定(P6~P8)
3. 配慮事項の検討に係る
調査、予測及び評価の手法と結果(P9 ~P29)
4. 環境影響の総合的な評価(P30)

1. 都市計画配慮書対象事業の目的と内容

都市計画配慮書対象事業における単一案等の項目

(※配慮書 6頁・10頁)

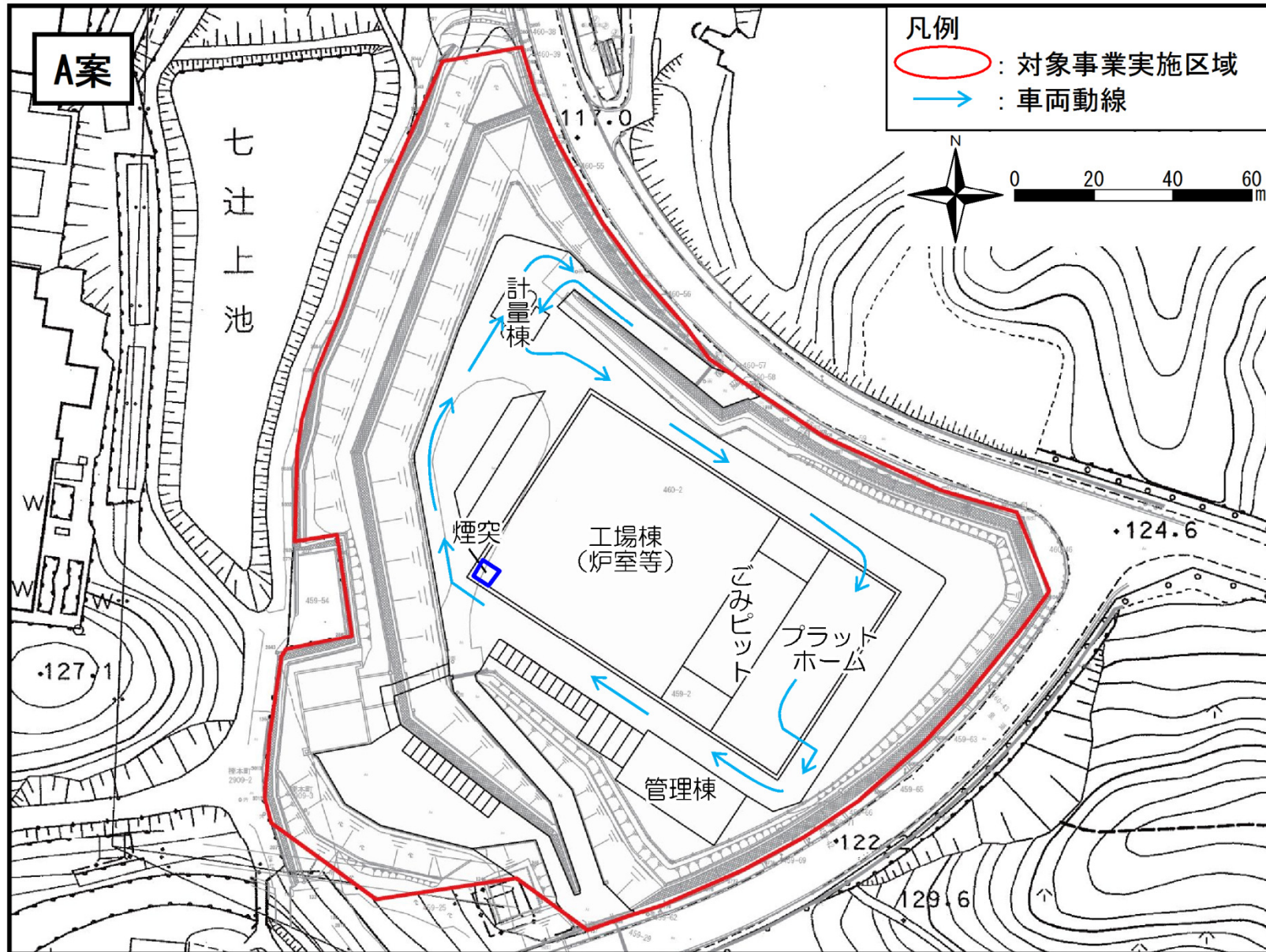
位置	単一案	<ul style="list-style-type: none">・地形、土地利用、土地規制、防災などの<u>自然的・社会的条件</u>とともに、広域ごみ処理の効率性やアクセス性、経済性、施工性、事業スケジュール維持といった<u>事業計画の観点</u>など<u>多様な側面から検討</u>・結果、現施設が使用可能な間に、<u>新施設の稼働が開始できる現実的な選択肢</u>として、現候補地が<u>最良で唯一の候補地</u>と判断
規模	単一案	<ul style="list-style-type: none">・構成市町村の人口動態、過去のごみ処理の実績からのごみ量の推計、減量化や資源化の施策の効果などを考慮して今後適切に設定するものであり、<u>現時点では最大値を単一案として想定</u>
ごみ処理方式	現時点で処理方式を設定することは困難	<ul style="list-style-type: none">・平成29年度に学識経験者などで構成する委員会を設置し、環境面を含め、地域の条件、維持管理性、経済性、安全性などを考慮して検討していくことから、<u>現時点で処理方式を設定することは困難</u>

都市計画配慮書対象事業における複数案の設定

(※配慮書 19頁)

施設配置		煙突高さ		複数案
A	プラットフォームの位置が南東側 煙突の位置が西側	①	59m	A-①
		②	45m	A-②
B	プラットフォームの位置が北西側 煙突の位置が東側	①	59m	B-①
		②	45m	B-②

都市計画配慮書対象事業におけるA案 (※配慮書 20頁)



計画段階配慮事項の選定

奈良県環境影響評価技術指針（第6条）

○ 把握した「事業特性」「地域特性」を踏まえ、「影響要因（施設の存在等）」が「環境要素（大気質等）」に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討する。

○ 選定に当たっては、事業特性に応じて、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえ、区分された影響要因ごとに検討する。

「環境要素」... 重大な影響を受けるおそれがある環境
の構成要素

「影響要因」... 対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある
要因

計画段階配慮事項の設定

(※配慮書 126頁)

環境要素の区分		環境要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用	
			施設の存在	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		○
		騒音		
		振動		
		悪臭		
	水環境	水質		
		水底の底質		
		地下水の水質及び水位		
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質		
		地盤		
		土壌		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物			
	植物			
	生態系			
人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		○	
	人と自然とのふれあいの活動の場			
	文化財			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等			
	温室効果ガス等			

都市計画配慮書対象事業における 計画段階配慮事項の選定

(※配慮書 126頁)

影響要因	環境要素	選定理由
施設の存在	景観	<ul style="list-style-type: none">・<u>施設の存在</u>により、景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。・<u>複数案の施設の配置や煙突高さで差異がある</u>と想定。 →計画段階配慮事項として選定
施設の稼働	大気質	<ul style="list-style-type: none">・<u>焼却施設の稼働に伴い発生する排ガス</u>中に含まれる大気汚染物質が、周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれがある。・<u>複数案の施設の配置や煙突高さで差異がある</u>と想定。 →計画段階配慮事項として選定

施設の稼働による影響の調査、予測及び評価の手法 (大気質)

(※配慮書 127頁)

調査すべき情報	(1)二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及びダイオキシン類の濃度の状況 (2)気象の状況 地上気象(風向・風速等)
調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及びダイオキシン類の濃度の状況 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理による。 (2)気象の状況 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理による。
調査地域	大気汚染物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、最大着地濃度出現距離を含むように対象事業実施区域から半径約3kmの範囲とする。
予測の基本的な手法	プルーム式による短期予測計算等により、年間の平均的な気象条件時における焼却施設煙突からの寄与濃度、最大着地濃度出現距離等について予測する。
予測地域	調査地域に同じ。
評価の手法	複数案間における重大な環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響について検討する。

施設の稼働による大気質への影響の予測結果

(※配慮書 132頁)

複数案	煙突高さ	大気安定度	予測結果			
			最大着地濃度の比率		最大着地濃度出現距離 (km)	
			煙突高さ59m、大気安定度Aの場合を1.00としたときのすべての予測値の比率	大気安定度ごとに、煙突高さ59mの場合を1.00とした時の煙突高さ45mの予測値の比率		
A案－① B案－①	地上59m	A	1.00	1.00		0.57
		B	0.70	↓ 1.00		1.12
		C	0.58	↓ 1.00		2.07
A案－② B案－②	地上45m	A	1.13	↓ 1.13		0.55
		B	0.83		↓ 1.19	1.04
		C	0.69		↓ 1.19	1.88

部会意見(大気質)

大気質に関する部会意見	事業者
<p>施設の配置について、煙突の高さ及び位置を検討するにあたっては、選定されている複数案により、地形や建物によって生じる下降気流に乗って地面近くに下りてくる焼却施設からの排出ガスによる影響にも配慮した上で、環境影響評価を実施すること。</p>	<p>部会審議の内容を踏まえ、煙突の高さを決定し、方法書に記載する。</p>
<p>供用後の施設の稼働について、法規制値よりも厳しい自主的な公害防止基準値を設定する計画としているが、実際に設置される施設の最大濃度の排出ガスを想定し、最大着地濃度を考慮した上で環境影響評価を実施すること。</p>	<p>部会審議の内容を踏まえ、調査予測評価の手法を検討し、方法書に記載する。</p>

審査部会における意見概要、事業者の見解(大気質)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>排出の基準について、「法規制値よりも厳しい自主的な公害防止基準値を設定する計画である」と「さらに大気質に関しては先進的な基準を設ける計画である」としているが、ご説明いただきたい。</p>	<p>ごみ焼却施設の煙突排ガス基準値は、大気環境保全の観点から、法規制値よりも厳しい自主的な基準値を設定し、それを順守して運転を行います。その設定にあたっては、周辺他都市の施設の自主的な排ガス基準値も参考に先進的な基準値とします。 ※最新施設における実際の排ガス数値ではありません。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>

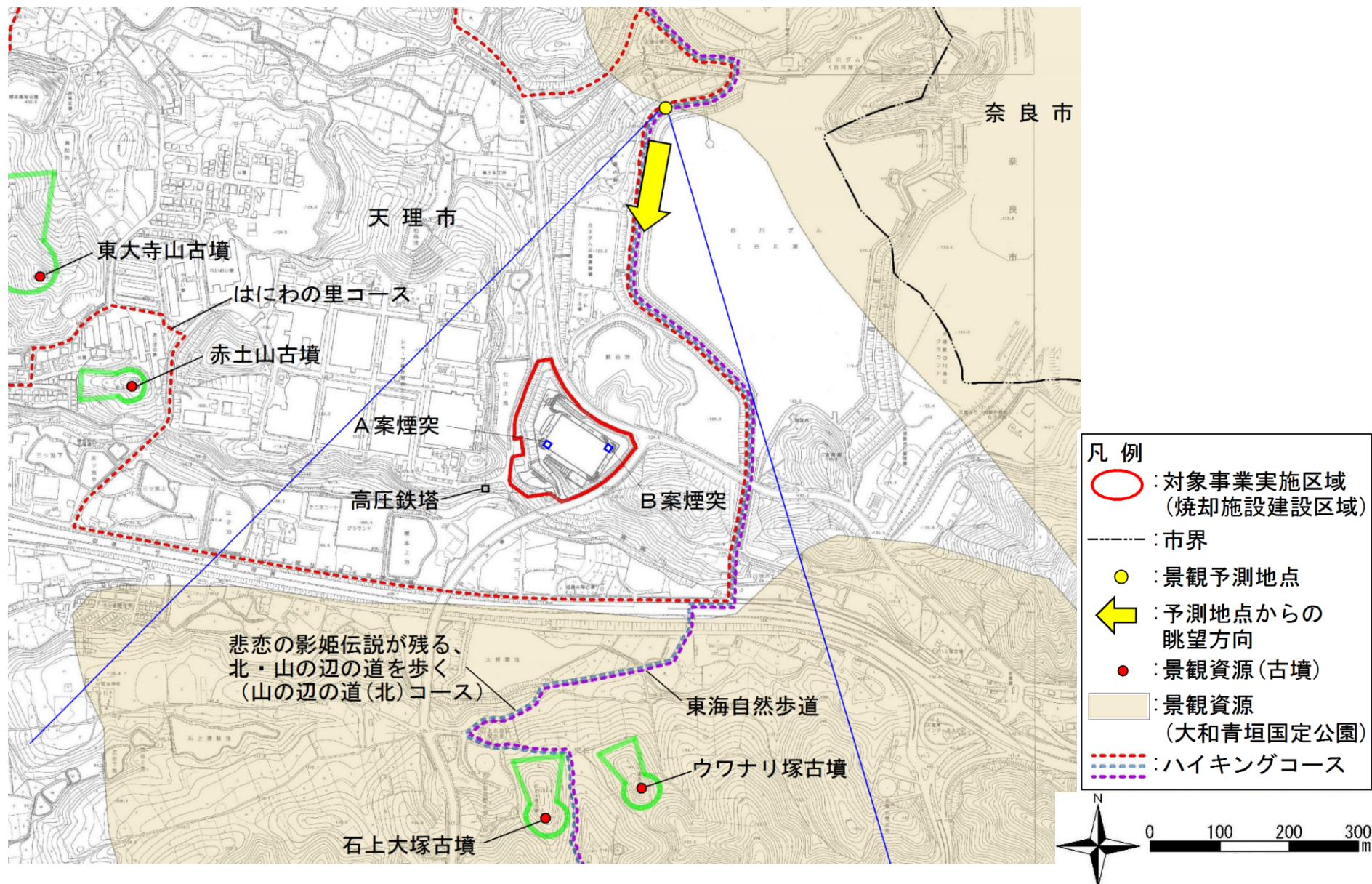
施設の存在による影響の調査、予測及び評価の手法 (景観)

(※配慮書 127頁)

調査すべき情報	景観資源及び主要な眺望点の状況
調査の基本的な手法	既存資料の収集・整理及び現地踏査による。
調査地域	施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域から半径約3kmの範囲とする。
予測の基本的な手法	眺望点及び景観資源と施設との位置関係を整理し、直接改変及び景観資源の眺望の遮蔽、阻害の有無等について予測する。
予測地域	調査地域に同じ。
評価の手法	複数案間における重大な環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響について検討する。

景観予測地点と眺望方向

(※配慮書 137頁)



景観に係る環境影響の予測条件

(※配慮書 138頁)

施設配置		施設高さ	煙突高さ		複数案
A	プラットフォームの位置が南東側 煙突の位置が西側	最高高さ 35m	①	59m	A案-①
			②	45m	A案-②
B	プラットフォームの位置が北西側 煙突の位置が東側	最高高さ 35m	①	59m	B案-①
			②	45m	B案-②